

「有価証券上場規程別表」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表…………… 2

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券及び優先出資証券 (TDnet利用料)</p> <p>1 株券 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、 TDnet利用料として<u>本所が定める金額</u>を納入 するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月1日から施行 する。</p>	<p>第1 株券及び優先出資証券 (TDnet利用料)</p> <p>1 株券 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、 TDnet利用料として<u>年額9万6千円</u>を納入す るものとする。</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) TDnet利用料関係</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>TDnet利用料として本所が定める金額は年額12万円とし、その計算は4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>c (略)</p> <p>d bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>(a) 新規上場申請者に係るTDnet利用料は新規上場した日を含む月からその対象とする。</p> <p>(b) 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet利用料は<u>上場廃止をする日を含む月までをその対象とする。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成20年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第1 1(3)の規定にかかわらず、平成20年8月末日を納入期限とするTDnet利用料は、以下の各号に定める金額の合計額とするものとする。</p> <p>(1) 平成20年4月から6月までの期間に対応する改正前のTDnet利用料</p> <p>(2) 平成20年7月から9月までの期間に対応する改正後のTDnet利用料</p>	<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) TDnet利用料関係</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>TDnet利用料の計算は4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>c (略)</p> <p>d bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>(a) 新規上場申請者に係るTDnet利用料は新規上場した日を含む月の<u>翌月</u>からその対象とする。</p> <p>(b) 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet利用料は<u>上場廃止が決定した日を含む月以降その対象から除外する。</u></p> <p>(c) (略)</p>